

「の」補文の統語的・意味的性質

橋 本 修

0. はじめに

「の」補文（補文標識（注1）「の」でマークされた補文）と「こと」補文は、先行研究等によって知られるように、互いに重なる部分を持つ一方、片方のみが出現できる部分もあるという分布の仕方をしている。この2つの補文の分布の具体的なありかたはかなり複雑で、単一の規則（制約）のみでこれらのありかたの全体を自然に記述するのは困難であり、少なくとも統語的規則と意味的規則を分離して記述することが必要である（先行研究による記述のうち、自然さを欠いている部分の一部は、この点についての配慮が欠けているためのもものと見られる）。即ち、両補文の分布上の特徴は、少なくともあるレベルにおいては、補文（補文標識）の統語的性質の反映と見られる部分と、意味的性質の反映と見られる部分とに分ける必要がある。

本稿ではこの点に留意しながら、主として「の」補文の出現を妨げる統語的・意味的な制約について、従来指摘されることのなかった事実を含めて包括的に整理する。また、あわせてそれらの規則が意味するものを考えることによって、「の」補文（補文標識「の」）の、統語的・意味的性質を明らかにする。またその結果、「の」補文との対比により、「こと」補文の性質についても、いくつかのことが明らかになる。

1. 「の」補文の出現に対する統語的・意味的制約

「こと」補文が出現できる環境において、「の」補文の出現を妨げる主な統語的制約には、以下の4つのものがある。

- a 補文が、ガ・ヲ・ニ格以外の格に立つ場合、即ちデ・カラ格に立つ場合

- や、複合格助詞「について」「に関して」「に対して」などによって示される格に立つ場合は、「の」補文が出現できない。
- b 補文が、コピュラ「だ」「である」で終わる場合、即ち、補文標識が「だ」「である」に後接する場合、「の」補文が出現しにくい。
- c 補文標識にコピュラ「だ」「である」が後接する場合、「の」補文が出現できない。
- d 補文標識に連体助詞「の」が後接する場合、「の」補文が出現できない。

上の記述だけでは、統語的というより形態的制約と言ったほうがよいように見えるものもあり、実際部分的にはそう言っても構わないのであるが、最終的にはこの4つの制約は「の」補文あるいは「の」の名詞性の不完全さの反映と考えられるので、統語的という言い方を用いる。

一方、「の」補文の出現を妨げる意味的な制約については、基本的には既に橋本1990で述べてあるので、概ね本稿の目的に必要な範囲に議論を止め、重複を避けてある。以下で、それぞれの制約について具体的にしてみる。

1.1. 補文が立つ格の制約

最初に、補文が立つ格（本稿では、「格」を形態格の意味で用いる）についての制約である、制約aについて見てみる。まず、複合格助詞でない、いわゆる普通の格助詞の示す格について見てみると、補文がガ・ヲ・ニ格に立つ場合は、「こと」補文が出現できれば「の」補文も出現できる。

- (1) 弘には自分が見張られている の/こと が分かった。
- (2) 議長は太郎があしたの会議に出席する の/こと を許可した。
- (3) 横田氏は弟が入院している の/こと を認めた。
- (4) 伊藤氏は秘書に念を押さなかった の/こと を後悔した。
- (5) 太郎は財布の中身が急に減っている の/こと に驚いた。

(1) はガ格、(2) (3) (4) はヲ格、(5) はニ格の例である。ヲ格の補文をはじめとして、それぞれの補文があらわしている意味や、補文の述語に対する意味関係は多様であるが、その多様さとは無関係に、ガ・ヲ・ニ格という環境は、「こと」補文が出現できる場合には「の」補文も出現できる統語的環境であると言えることができる。これらガ・ヲ・ニ格に立ちながら「こと」補文し

か許されないのは、統語的制約 a とは別の、意味的制約によって「の」補文の出現が妨げられる場合が殆どである（注 2）。

- (6) 議長は太郎があしたの会議に出席する ?? の/こと を要求した。
- (7) 政府は内乱が終結した ? の/こと を宣言した。
- (8) 彼は友人のライトバンで迎えに来てもらう ? の/こと を思いついた。
- (9) 太郎は明日帰る ? の/こと に変更した。

(6) (7) (8) はヲ格, (9) はニ格の例であるが、これらの「の」補文を出現させない文には、いずれも「補文が主文述語に対して、〈(述語のあらゆる行為の結果) 生産されることがら〉という意味役割を持つ」という特徴を持っている。即ち、この現象は、「の」補文の出現を妨げる意味的制約として、

- A 主文述語に対して、〈(述語のあらゆる行為の結果) 生産されることがら〉という意味役割を持つ補文としては「の」補文が出現できない。

という形に定式化できる（注 3）。従って補文が立つ、ガ・ヲ・ニ格という環境は、統語的には「の」補文も「こと」補文も出現を許す環境であり、後は意味的な制約である A によって「の」補文の出現が妨げられる場合があると考えるのが妥当であろう。

一方、補文がガ・ヲ・ニ格以外の、デ・カラ格等に立つ場合には、意味的制約とは全く無関係に、即ち一律に「こと」補文のみが出現し、「の」補文の出現は許されない。

- (10) 正夫が居なくなった ? の/こと から、大騒ぎになった。
- (11) 大した雨になりそうもないということは、西の空があかるい ? の/こと からも分かる。
- (12) 彼は弟に仕事を分担してもらう ? の/こと で事態をのりきろうとした。

(10) ~ (12) の補文は述語に対する意味役割が〈(述語のあらゆる行為の結果) 生産されることがら〉であるとは考えられない。(10) (11) の補文の意味

役割は〈原因〉であるし、(12)の補文の意味役割は〈手段〉である。従って「の」補文の出現を妨げる意味的な制約があるとは考えにくい。にもかかわらず、(10)～(12)の補文において「の」補文の出現が許されないのは、補文が立っているデ格・カラ格という、統語的環境それ自体が「の」補文の出現を妨げているからだとしか考えられない。また、「～への」の「へ」も格助詞と考えれば、以下の例の示すように、補文がへ格に立つ場合も、「の」補文の出現は妨げられるということになる。

(13) 援助が打ち切られた ?の/こと への不満

また、補文が、今まで挙げられてきたような基本的な格助詞によって示される格以外の、複合格助詞によって示される格に立つ場合も、「こと」が許される場合は一律に「の」補文の出現が許されない。

(14) 調査員は最近彼の収入が減っている ?の/こと について調べた。

(15) その議員は建設計画が変更された ?の/こと に関して質問した。

(16) 人々は真相が究明されない ?の/こと に対して不満を述べた。

これら複合格助詞によって示される格に立つ補文の意味役割は〈(述語のあらゆる行為の結果)生産されること〉でないことが明らかなので、この場合も、補文が立っている、ニツイテ格・ニカンシテ格・ニタイシテ格という統語的環境自体が「の」補文の出現を妨げていると考えられる。複合格助詞が示す格に立つ場合に「の」補文の出現が妨げられる原因が意味的なものでないことは、以下のような例文からも分かる。

(17) 父は工場を改築する の/こと に賛成した。

(18) 父は工場を改築する ?の/こと について賛成した。

(17)と(18)は、ほとんど同じ意味をあらわしているにもかかわらず、(18)の方だけが、「の」の出現が妨げられている。このことは、このタイプの文における「の」の出現を妨げているのが、意味的な原因ではなく、ニ格であるかニツイテ格であるかという、統語的原因であるということを示している。

なお、「に当たって」「に際して」「に従って」「につれて」「にともなって」

は、格を示しているとは言えない(注4)が、いずれも「の」の前接を許す。但し、これらの複合助詞は、以下のように、「こと」の前接を許さない。

(19) 計画を進める の/*こと に当たって、注意がある。

(20) 雨がやむ の/*こと に従って、暑くなってきた。

また、これらの複合助詞は、「にともなって」以外は、補文標識の前接しない形も許す(注5)。

(21) 計画を進める φ に当たって、注意がある。

(22) 雨がやむ φ に従って、暑くなってきた。

このように、先に挙げた統語的制約a(～d)は、対応する「こと」補文が出現できる場合に限って有効である。上のような現象が存在することは、「の」補文の出現を支配する制約が、対応する「こと」補文の出現の可否によって異なることを示しており、「こと」補文が出現できる場合とできない場合とを分離した、本稿の扱いが少なくともあるレベルでは妥当であることを示している。

1.2. コピュラへの後接

次に制約b

補文が、コピュラ「だ」「である」で終わる場合、即ち、補文標識が「だ」

「である」に後接する場合、「の」補文が出現しにくい。

について見てみる。

(23) 現代人は、鯨が哺乳類な ?の/*こと を知っている。

(24) 現代人は、鯨が哺乳類である ?の/こと を知っている。

(23)は、(24)から見て、意味的にはおかしくないはずであるが、「の」も「こと」も両方とも出現できない。これは、

(25) *哺乳類な鯨

という形が許されないことから分かるように、「だ」の連体形「な」が、ムード形式の「のだ」(および、その変異形)・分裂文のガ格補文の補文標識「の」・接続助詞「ので」「のに」に前接する場合に出現するぐらいで、非常に限られた分布しか持たないためとみるのが妥当である。一方、(24)において「の」が許されないのは、

(26) 哺乳類である鯨

という形が許されることから、「の」自体の性質の反映であると考えられる。

さて久野1973, 安藤1986は, (24) のような, 補文標識が「である」に後接する補文において「の」が許されない原因について,

名詞節の中の命題が抽象的概念しかあらわし得ない場合には「コト」しかとれない

からであると述べている (注6)。久野1973は,

(27) 太郎が死んだ の/こと は確かです。

(28) 太郎が10才である ?の/こと は確かです。

のような例文の組を比べ, 「(27) の補文の中の命題「太郎が死んだ」は具体的な動作・出来事をあらわす命題でもありうるし, また, 抽象化された概念をあらわす命題でもありうるので, 「の」も「こと」もとれるが, (28) の補文の中の命題「太郎が10才である」は抽象的概念でしかありえないので「の」をとれないのだ」と説明する。しかし, 以下の例が示すように, これには従えない。

(29) 太郎が10才でない の/こと は確かです。

久野1973が言う (28) の「太郎が10才である」という命題が抽象的概念でしかありえなければ, (29) の「太郎が10才でない」という命題も同じく抽象的概念でしかありえない。しかし, (29) においては「の」も自然である。従って (28) と (29) における「の」の出現の違いは, 単に「である」という形式に「の」がつながりにくく, 「ない」という形式に「の」がつながることができるために起こったものだと考えられる。先の例文 (24) についても事情は全く同じで, 「鯨が哺乳類である」という命題と同程度に抽象的概念しかあらわしえない「鯨が魚類でない」「鯨が哺乳類に属している」という命題を含め,

(30) 現代人は, 鯨が魚類でない の/こと を知っている。

(31) 現代人は, 鯨が哺乳類に属している の/こと を知っている。

は、いずれも「の」補文の出現を許す。

以上のように、「である」に「の」が後接しにくい原因は、「補文のあらわしている命題が抽象的であるから」というような意味的なものではないことがわかる。「の」「こと」の出現に関する意味的な制約という点から言えば、一般に、補文が具体的な動きや状況をあらわしているために「こと」が出現できない、ということも言えても、補文が抽象的な命題をあらわしているというだけの理由で「の」が出現できない、ということも言えない。即ち、抽象的な命題をあらわしていると考えざるをえない「の」補文が多数存在するのである。本稿で言えば例文 (29) (30) (31) がそれを示しており、また、橋本1990も、異なるタイプの例文を用いているが、同趣旨の結論を示している。

1.3. コピュラへの前接

次に、制約c,

補文標識にコピュラ「だ」「である」が後接する場合、「の」補文が出現できない。

について見る (注7)。

(32) 彼が教えてくれた事実は、ソ連でクーデターがあった ?の/こと
だ (である)。

(33) 私が後悔したのは、連絡を忘れた ?の/こと だ (である)。

(32) は通常のコピュラ文、(33) は分裂文であるが、どちらも、「の」の出現が許されない。ここでの「の」の出現が、ムードの「のだ」との衝突によるものかどうかははっきりしないが、その答えのいかんに関わらず、この現象も、大きくは「の」に「だ」「である」が繋がらない、という「の」の形態的あるいは統語的な性質の反映である、と見るべきであろう。即ち、「の」に「だ」「である」が繋がった (32) (33) のような場合、補文+「の」という形の、名詞としての status が低いために、補文+「の」+「だ」という形が、名詞句 (=補文+「の」)+だ、という風に解釈されにくいいため「の」の出現が許されないのだ、と考えるのが自然である。このことは、

(34) 私が後悔したのは、連絡を忘れた の/こと をだ (である)。

という、(33)と同じ意味を持つ文において、「の」と「だ(である)」のあいだに格助詞が入るだけで「の」の許容度が高まることから支持される。

1.4. 連体助詞「の」への前接

次に、制約d,

補文標識に連体助詞「の」が後接する場合、「の」補文が出現できない。について見る。

(35) 海外へ出張する ?の/こと の許可が、なかなかおらない。

(36) 自分の給料を自分で決める ?の/こと の是非が問われている。

(35) (36) のような、補文標識に連体助詞「の」が後接する場合、「の」補文が出現できない。この場合、「の」補文が許されない直接の理由が「の」という同じ形態が連続することにあるかどうかは、あまりはっきりしない。代名詞的な「の」の場合、

(37) *わたしのの(は、新製品だ。)

が、「の」が連続しているために不自然であり、その不自然さを回避するために「の」を一つ削った、

(37)' わたしの(は、新製品だ。)

が許容されている、と解釈するのが自然であると考えられるが、(35) (36) で「の」を一つ削った、

(35)' *海外へ出張するの許可が、なかなかおらない。

(36)' *自分の給料を自分で決めるのは是非が問われている。

という形は許されないので、補文標識の「の」の場合、代名詞的な「の」と事情が同じとも言い切れないからである。また、「の」補文の歴史的な前身である、連体形準体句において、この場合は同一形態の連続が起こらないにもかかわらず、「の」補文同様連体助詞を後接しにくい(注8)という事実からも、(35)

(36)において「の」補文が出現できない原因が、同一形態の連続だけではないという蓋然性が高い。

2. 制約の解釈

2.1. 「の」補文の名詞性

以上の、1. で示した「の」補文の出現を妨げる統語的制約は、いずれも、「の」補文あるいは補文標識「の」の、名詞（句）としての不完全さを反映しているものであると解釈するのが最も穏当であると考えられる。即ち、「の」補文は「こと」補文よりも名詞性の完全さに欠けるため、意味的には出現可能であるにもかかわらず、言わば分布に部分的な穴があいている、と見るのである。

a～dの環境において「の」補文が出現できないことの原因を、統語的なものではなく意味的なものに求めることは無理である。a, c, dの環境において「の」補文が出現できないことの原因が意味的なものでないことは明白であろう。また、一見意味的な要因によるものとして説明可能であるかのように見えるbの場合も実は意味的説明は不可能であり、これも「の」の名詞性の不完全さという、補文標識の統語的性質の反映として捉えざるをえないことが明らかになった。従ってa～dのような制約を統語的制約と考え、Aのような意味的制約から分離する方が、全体としてより整合性のある記述が得られるということになる。

「の」補文、あるいは「の」の名詞性の不完全さは、本稿で扱ったものとは別の現象については、既にいくつかの指摘がある。本稿では「の」補文のみが出現でき、「こと」補文が出現できないタイプについては扱っていないが、レー・バン・クー1988には、「の」補文のみが出現する「事態顕述の連体節」の名詞性がいくつかの点で不完全になっていることが示されている（注9）。また、Tubomoto1981も、

(38) 太郎はりんごが皿の上に置いてあるのをとった。

のようなタイプの文などについて、「の」の名詞性の低さを主張している。

このように、先行研究で指摘されているのは、「の」補文が、「こと」補文など通常の名詞句が出現できない環境に出現できるという意味での、「の」補文の名詞性の不完全さが主である。しかし、このような形で「の」補文の名詞性の不完全さが確かめられていることを踏まえれば、本稿のa～dの制約にあらわれる現象が、「の」補文が、「こと」補文という名詞句としてほぼ完全な分布を持つ語句が出現できる環境に出現できないという、もう一方の意味での「の」

補文の名詞性の不完全さの現れであると考えすることは、自然なありかたである(注10)。

2.2. 「の」補文の、意味上の2タイプ

a～dのような制約が「の」補文の名詞性の不完全さと解釈できる一方、先述のAなどの、意味的な制約は、「の」補文の、どのような性質の反映と解釈すべきであろうか。

この点に関しては、本稿は、「の」補文には、意味的な性質を少なくとも部分的には異にする2タイプがあると解釈すべきであると考ええる。

補文標識「の」(あるいは、「の」を主要部とする「の」補文)の意味的な性質として、先行研究では、

- ① 五感によって直接体験される具体的な動作、状態、出来事をあらわす(久野1973)
- ② (同時性・同一場所生起などの)主文との密接性のあることがらをあらわす(Tubo moto1981, 坪本1984)

や、これに類したものが挙げられてきた。

このような意味的な性質による特徴付けは、一つには、「の」補文と「こと」補文の、以下のような対立を説明するものとしてなされてきた。

(39) 太郎は路上を馬が歩いている の/*こと を見た。

(40) 太郎は二郎がとびかかってくる の/*こと をかわした。

これらの文において、「の」補文が現れ「こと」補文が現れないのは、「の」あるいは「の」補文が①あるいは②の性質を持つが、「こと」あるいは「こと」補文はそうではないからだ、というのがその説明の骨子である。特徴付けとして①②のいずれが適切であるかについては説明の対象をどこまで広げうか(例えば、例文(38)のような文や、分裂文などを説明の対象にすべきかなど)によって議論の余地があるものの、上の説明は概ね適切であると思われる。

一方、問題なのは、その説明の拡張として、以下のような文にも同様の説明をほどこす部分である。

(27) 太郎が死んだ の/こと は確かです。

(28) 太郎が10才である ?の/こと は確かです。

- (41) 係員はたけしに部屋から出る の/こと を許可した。
(42) 係員はたけしに部屋から出る ??の/こと を命じた。

(27) (28) について、意味的な説明が当たらず、形態・統語的な説明が適当であることは、既に1.2. で見た通りである。一方、(41) (42) の例文の組について、どのような見方をとっても「の」補文の方に①②のような意味的特徴付けを与えることはできず、これらの例文のふるまいは先述のAのような意味的制約の現れと見るべきであるということは、橋本1990においてかなり詳細に述べた。

以上のことを踏まえて考えると、①②のような特徴付けが当たるのは、「の」補文のうち、対応する「こと」補文の許されないものに限られることが分かる。では、対応する「こと」補文が許される「の」補文には、どのような意味的性質があると考えればよいのだろうか。結論を大まかに述べれば、本稿は、このタイプの「の」補文には中右1983における「既定的」命題を受けるという、ある種の照応（代用）的性質があると考え。「こと」補文のうち、既定的なものだけが、「の」補文で照応（代用）可能である、と考えるのである。このように考えることによって、対応する「こと」補文が可能な「の」補文に対してはたらく先述の制約、

- A 主文述語に対して、〈(述語のあらわす行為の結果) 生産されることがら〉という意味役割を持つ補文としては「の」補文が出現できない。

の存在が理解可能になる。「述語のあらわす行為の結果生産されることがら」が、話し手から見て「話し手の意識のなかに、既に話題としてのぼっている知識」(注11)として扱われにくい、即ち非既定的なことがらとして扱われやすい、と考えるのは十分に自然だからである。中右1983の挙げる非既定的補文をとる動詞は、本稿あるいは橋本1990のいう、「〈(述語のあらわす行為の結果) 生産されることがら〉という意味役割を持つ補文をとる動詞」とかなりの程度一致するが、このことも、このように考えることの自然さを反映していると思われる。また意味的な直感の上からも、「私の（‘わたしのもの’の意味での）」の「の」のような代名詞用法とのつながりから見て、「の」補文（「の」）が照応・代用形式になる場合があるという見方に大きな問題はないと考える。

3. まとめ

以上、本稿では、「の」補文の分布に関して、その出現を妨げる要因を、統語的なものと意味的なものとに分離し、それを踏まえたうえで、「の」補文（あるいは「の」）の統語的な性質と意味的な性質を明らかにした。結論を繰り返せば、「の」補文の分布は、統語的には、「こと」補文に比べ名詞としての完全性に欠けること、意味的には、性質を異にする2つのタイプ、即ち具体性・主文との密接性を持つタイプと、照応・代用性（既定的命題を受ける性質）を持つタイプ、があること、の反映としてとらえられる、ということになる。本稿中で挙げた点を含めて未解決の点が多く、それらはすべて今後の課題となるが、少なくとも従来なされていた説明に、いくつかの明確な改善を与えることはできたと考える。

補注

- (注1) 本稿では「補文標識」という名称を「補文を受ける小辞」という程度の便宜的な意味で用いており、近年の生成統語論等における、「の」（あるいは「こと」）が補文標識か主名詞かという議論を踏まえた上での、特定の統語論的位置付けを持った意味で用いてはいない。但し、本稿では「の」の性質と「の」補文の性質を事実上同じ、即ち「の」の性質を「の」補文が受け継いでいるという扱いをしているため、結果的には「の」を「の」補文の主名詞とする近年の優勢な主張に従っていることになる。なお、以下では、この、「の」の名詞性と「の」補文の名詞性とが事実上同じであることについて特に断わらない。
- (注2) 属性叙述文（属性叙述文の規定は益岡1987参照）の場合は、それ以外の場合にも「の」の出現が妨げられる場合があるが、この場合の扱いについては現在よく分からない。今後の検討課題としたい。
- (注3) Aは、橋本1990に示された意味規則IIの後半部を、内容を変えずに本稿に合う形に書き直したものである。意味規則II自体には一部不十分な箇所が発見されたが、本稿の論旨には直接関わらず、また、適切な修正も今のところ容易ではないので、本稿では問題にしない。
- (注4) これらの複合助詞は補文を従え、節全体としては副詞的従属節としてはたらくので、複合格助詞というよりも、複合接続助詞あるいは複合形式副詞（「形式副詞」という名称については奥津1986参照）と呼ぶほうが適当である。複合助詞の分類に関しては、砂川1987、塚本1991等参照。
- (注5) 補文標識のつかないこれらの補文（以下ゼロ形補文と呼ぶ）は、歴史的には連体形準体句の化石的残存と考えられる。しかし、「負けるが勝ち」の「負ける」のようなゼロ形補文が古い言い方であると明確に感じるのに対し、ここで現れるゼロ形補文には余りそのような直感はない。このような、古

い言い方と感じないゼロ形補文が格成分の内部ではなく、副詞的成分の内部にだけ現れうるという事実は、恐らく、格成分はその内部要素として相対的に名詞性の完全なものを取り、副詞的成分はその内部要素として相対的に名詞性の不完全なものをとるという傾向を反映している可能性がある。現代語においては、「の」補文よりゼロ形補文のほうがさらに名詞性が低いと見るのが直感にかなっているからである。副詞的成分にこのような傾向性が存在することは、いくつかの副詞的成分（例えば、接続助詞「ながら」「つつ」「て」によって導かれる節）が、内部要素として名詞性の低い連用形の句をとること等からも認められる。

- (注6) 以下の久野1973の説明は、該当書 pp 140~141の該当部の趣旨を、本稿の論の展開に即した形でまとめたものである。本稿での例文(27)(28)は、該当書P141の、例文(19)a(19)bに当たる。安藤1986の説明は、ほとんど久野1973の説明と重なるので省略する。
- (注7) Nakau 1973に、分裂文述部において「の」が許されないことが既に示されており、許されない原因について、慎重な留保が付けられた形ではあるが、ムードの「のだ」の影響ではないかと言うことが、述べられている。
- (注8) 活用語連体形に連体助詞の後接する形が一般的でないことについては、吉川1950、小林1959、信太1976等参照。「花を見るの記」のような、近世以降の文献にあらわれる活用語連体形+連体助詞の形における活用語連体形の部分を準体句と見るべきか連体句と見るべきかは必ずしもはっきりしないが、連体句である蓋然性の方が高いように思われる(先行研究も、管見のかぎりでは多くのもが同様の見解であるように見える)。また、仮に準体句であったとしても、連体助詞の後接する形が、格助詞の後接する形と比べて一般的でない(例えば出現する文献の種類に限られる)ということは、上記の先行研究が示す通り明らかである。
- (注9) レー・バン・クー1988が挙げる「事態顕述の連体節」の例を以下に示す。
- (43) 彼は夕方まで居るはずだったのが、急に早い電車で帰ることになった。
- (44) 子供があとからついてこようとするのを、彼女は叱った。
- レー・バン・クー1988によれば、「事態顕述の連体節」にはいくつかのタイプがあるが((38)のような文も事態顕述の連体節である)、それらのタイプのあいだに程度の差はあるものの、いずれも名詞性が(通常の名詞節よりも)希薄であるという。
- (注10) 「a~dの制約は、「の」の名詞性の不完全さの現れである」という言い方は、「の」が、一般の名詞句が出現可能な環境のうち、どの箇所にも出現できないのかを予測できない、という点で不十分なものである。一般の名詞句が出現可能な環境のうち、名詞性が不完全な(低い)ものの出現を厳格に排除する箇所と比較的許容し易い箇所とを分ける一般言語学的基準があるかどうか等についての検討は今後の課題となる。
- (注11) 中右1983, P549の規定等参照。「既定的」という概念はかなり抽象度が高い概念であるが、本稿筆者の理解では、「既定的なことから」とは、大まかに言って「既に存在が(話題として)認定されているもの」(一方、「非既定

的なことがら」とは、「そこで初めて存在が主張されるもの」とみなしてよいと思われる。但し、「既に存在が(話題として)認定されている」ということは、「既に真と認定されている」ということとは異なり、「のだ」文の特徴などで言われる「既定的」という概念とは、共通点はあるものの一応別の概念である。この点についても、中右1983参照。

参考文献

- 安藤貞雄 1986 『英語の論理・日本語の論理—対照言語学的研究—』大修館書店
- 奥津敬一郎他 1986 『いわゆる日本語助詞の研究』凡人社
- 久野 暲 1973 『日本文法研究』大修館書店
- 小林芳規 1959 「花を見るの記」の言い方の成立追考『文学論叢』14
- 近藤泰弘 1989 「中古語の分裂文について」『日本女子大学記要(文学部)』38
- 信太知子 1976 「準体助詞「の」の活用語承接——連体形準体法の消滅との関連——」『立正女子大國文』5
- 霜崎 実 1983 「形式名詞「の」による代名用法の考察」『金田一春彦博士古稀記念論文集 第一巻 国語学編』三省堂
- 砂川有里子 1987 「複合助詞について」『日本語教育』62
- 塚本秀樹 1991 「日本語における複合格助詞について」『日本語学』10-3
- 坪本篤朗 1984 「文の中に文を埋めるときコトはノとどこが違うのか」『国文学解釈と鑑賞』29-6 学燈社
- 中右 実 1983 「文の構造と機能」『英語学大系 第5巻 意味論』大修館書店
- 橋本 修 1990 「補文標識「の」「こと」の分布に関わる意味規則」『国語学』163
- 益岡隆志 1987 『命題の文法』くろしお出版
- 吉川泰雄 1950 「形式名詞「の」の成立」『日本文学教室』1950年9月号
- レー・パン・クー 1988 「「の」による文埋め込みの構造と表現の機能」くろしお出版
- Josephs, Lewis S. 1976 "The Syntax and Semantics of Japanese Complementa-tion" Shibatani (ed.) *Syntax and Semantics: Vol. 5 Japanese Generative Grammar* Academic press
- Nakau, Minoru. 1973 *Sentential Complementaion in Japanese* Kaitakusha
- Tubomoto, Asturo. 1981 "It's all NO: Unifying Function of NO in Japanese" *Papers from the 17th Regional Meeting of the Chicago Linguistic Society*